

所 国 協 第 4 号
平成30年10月25日

所沢市長 藤 本 正 人 様

所沢市国民健康保険運営協議会
会 長 本橋 栄三

所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（答申）

平成30年8月16日付け所国第136号で諮問された「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申します。

記

平成31年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を54万円から58万円に引き上げる。

なお、施行日は平成31年4月1日とする。

付帯意見

今後も引き続き、収納率の向上による税収の確保や、ジェネリック医薬品の利用促進及び特定健康診査などの受診率の向上による医療費の抑制により、赤字の解消・削減に努めていただきたい。